

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について
----	----------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：総合政策部区政情報課、情報戦略課、
子ども家庭部子育て支援課、
健康部医療保険年金課、高齢者医療担当課、
都市計画部防災都市づくり課）

事業の概要

事業名	効果的・効率的な業務の推進
担当課	区政情報課、情報戦略課、子育て支援課、医療保険年金課、高齢者医療担当課、防災都市づくり課
目的	クラウドストレージサービス（Box）（以下「Box」という。）を導入することで、外部記録媒体（CD-R や USB メモリなど）（以下「記録媒体」という。）の紛失による個人情報の流出事故防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図る。
対象者	資料 3 6 – 1 の手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、委託事業者などとの間で個人情報を含むデータの受渡しを行う際は、記録媒体を用いたデータの受渡しを多く行っている。その記録媒体は、パスワードを設定するなど一定のセキュリティ対策を講じているものの、持ち運びや保管の過程で紛失するリスクが常にあり、個人情報の流出事故につながる恐れがあった。</p> <p>こうした課題を踏まえ、委託事業者などとの間で個人情報を含む記録媒体の受渡しをしている事業について、今後は、より高い安全性を確保できる Box を活用したデータの受渡しに変更する場合は、区政情報課が一括して管理運営会議への付議を行うこととなった。（令和 6 年度第 12 回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>については、今まで記録媒体での受け渡しをしていた事業について、今後は Box を活用したデータの受渡しに変更するものを個人情報保護管理運営会議に一括して付議することとする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>Box による受渡しに変更する資料 3 6 – 1 の手続について、LGWAN 回線を利用し、区のインターネット端末との外部結合を行う。</p>

※個人情報の流れは、資料 3 6 – 2 のとおり

件名 クラウドストレージサービス (Box) の利用に係る外部結合について

保有課 (担当課)	区政情報課、情報戦略課、子育て支援課、医療保険年金課、高齢者医療担当課、防災都市づくり課
登録業務の名称	データ共有・交換システムの運用
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	変更する手続(登録業務)は、資料36-1のとおり
結合の相手方	株式会社 Box Japan (ISMAP登録済、ISMSクラウドセキュリティ認証取得済み)
結合する理由	当該システムは区でもすでに利用していることに加え、内閣官房や文部科学省などでも利用されており、高品質なサービスやセキュリティを廉価な提供を実現しているため。また、同システムを活用することで、記録媒体の紛失による個人情報の流出事故の防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図ることができるため。
結合の形態	区はLGWAN回線を利用して、当該システムが提供されるクラウドサーバと区のインターネット端末を接続する。 なお、事業者側はインターネット回線から同一のクラウドストレージの利用ができる。
結合の開始時期と期間	令和8年1月5日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

【資料36-1】

【変更手続及び情報項目】

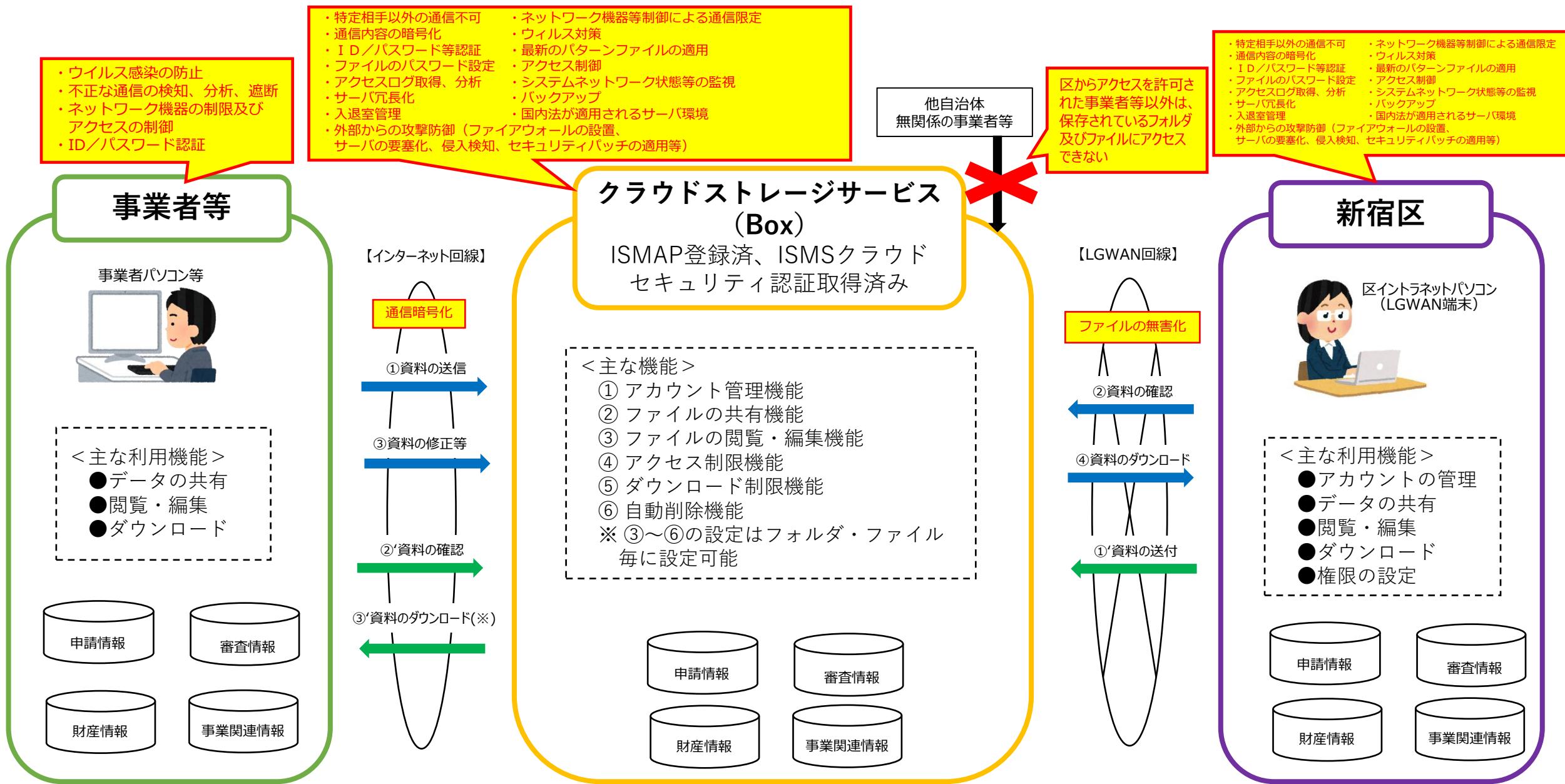
No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	子育て支援課	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、銀行口座情報、相談内容	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係る申請者のデータを送信する。
2	子育て支援課	産前産後支援事業	住所、氏名、電話番号、統柄、出産日、利用日時、利用するサービス内容、家族状況、利用者負担額	産前産後支援事業に係る利用者情報を事業者に送信する。
3	医療保険年金課	国民健康保険	住所、世帯主氏名、保険証番号、被保険者氏名、生年月日、資格取得日・喪失日、資格異動事由、性別、保険証の有効期限、制限・負担区分、保険料の賦課対象年度、年間保険料額、会計科目、納期、納付額・延滞金額、収納状況、滞納状況、納期限・支払期限、還付額・加算金額、充当額、口座情報（銀行・支店名）、特別徴収仮徴収額、特別徴収義務者名・対象年金、診療年月日、医療機関名等名称、診療日数、総医療費合計、実患者負担額、受診者名、入院・外来区分、貸付額、支払確定額計、支給額、返納額、適用区分	国民健康保険料督促状作成等業務の委託について、被保険者宛てに通知する新宿区国民健康保険料督促状や各種申請書等のうち、大量印刷を要する督促状、国民健康保険医療費通知書について①帳票の作成、②印字、③封入封緘業務を単一業者に一括で委託するため送信する。
4	医療保険年金課	国民健康保険	住所、世帯主氏名、保険証番号、被保険者氏名、生年月日、資格取得日・喪失日、資格異動事由、性別、保険証の有効期限、制限・負担区分、保険料の賦課対象年度、年間保険料額、会計科目、納期、納付額・延滞金額、収納状況、滞納状況、納期限・支払期限、還付額・加算金額、充当額、口座情報（銀行・支店名）、特別徴収仮徴収額、特別徴収義務者名・対象年金、診療年月日、医療機関名等名称、診療日数、総医療費合計、実患者負担額、受診者名、入院・外来区分、貸付額、支払確定額計、支給額、返納額、適用区分	国民健康保険料督促状作成等業務の委託について（帳票の追加）、No.3の委託内容に「保険証返還予告通知書」、「国民健康保険料納付に関する弁明書」、「国民健康保険特定疾病療養受療証及びその交付に関する通知書」、「国民健康保険料の賦課資料について（照会）」の4帳票を追加する。
5	医療保険年金課	国民健康保険	世帯主住所、氏名、郵便番号、国保記号番号、特別徴収対象被保険者氏名、生年月日、特別徴収対象年金、特別徴収義務者、保険料算定期住民税額、医療分、介護分、支援金等年間保険料（均等割額、所得割額、過年度分）及び人数、普通徴収及び特別徴収医療分、介護分、支援金等合算後の期別保険料	国民健康保険料の年金からの特別徴収に伴う国民健康保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の封入封緘委託について、国民健康保険料の年金からの特別徴収に伴い、国民健康保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の封入封緘業務を委託するため送信する。

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
6	医療保険年金課	国民健康保険料	<p>【1. 国民健康保険料納入（変更）通知書】 郵便番号、封入番号、住所、氏名、金融機関名、口座種別、振替区分、口座番号、口座名義人、納組コード、納組名称、和暦年度(賦課年度)、和暦年度(対象年度)、保険証番号、通知書番号、発行日、首長名、(医療分)所得割・課税標準額、(医療分)所得割・税率、(医療分)所得割・税額、(医療分)資産割・課税標準額、(医療分)資産割・税率、(医療分)資産割・税額、(医療分)均等割・人数、(医療分)均等割・税率、(医療分)均等割・税額、(医療分)平等割額、(医療分)合計、(医療分)軽減額・軽減区分、(医療分)軽減額・均等割額、(医療分)軽減額・平等割額、(医療分)軽減額・軽減額計、(医療分)限度超過額、(医療分)増減調整額、(医療分)条例減免額、(医療分)減免額、(医療分)年税額(一般・退職合計)、(支援金分)所得割・課税標準額、(支援金分)所得割・税率、(支援金分)所得割・税額、(支援金分)資産割・課税標準額、(支援金分)資産割・税率、(支援金分)資産割・税額、(支援金分)均等割・人数、(支援金分)均等割・税率、(支援金分)均等割・税額、(支援金分)平等割額、(支援金分)合計、(支援金分)軽減額・軽減区分、(支援金分)軽減額・均等割額、(支援金分)軽減額・平等割額、(支援金分)軽減額・軽減額計、(支援金分)限度超過額、(支援金分)増減調整額、(支援金分)条例減免額、(支援金分)減免額、(支援金分)年税額(一般・退職合計)、(介護分)所得割・課税標準額、(介護分)所得割・税率、(介護分)所得割・税額、(介護分)資産割・課税標準額、(介護分)資産割・税率、(介護分)資産割・税額、(介護分)均等割・人数、(介護分)均等割・税率、(介護分)均等割・税額、(介護分)平等割額、(介護分)合計、(介護分)軽減額・軽減区分、(介護分)軽減額・均等割額、(介護分)軽減額・平等割額、(介護分)軽減額・軽減額計、(介護分)限度超過額、(介護分)増減調整額、(介護分)条例減免額、(介護分)減免額、(介護分)年税額(一般・退職合計)、(年税額)、(納付額)、被保険者氏名、医療費・支援金分有資格月数(4月)、医療費・支援金分有資格月数(5月)、医療費・支援金分有資格月数(6月)、医療費・支援金分有資格月数(7月)、医療費・支援金分有資格月数(8月)、医療費・支援金分有資格月数(9月)、医療費・支援金分有資格月数(10月)、医療費・支援金分有資格月数(11月)、医療費・支援金分有資格月数(12月)、医療費・支援金分有資格月数(1月)、医療費・支援金分有資格月数(2月)、医療費・支援金分有資格月数(3月)、介護分有資格月数(4月)、介護分有資格月数(5月)、介護分有資格月数(6月)、介護分有資格月数(7月)、介護分有資格月数(8月)、介護分有資格月数(9月)、介護分有資格月数(10月)、介護分有資格月数(11月)、介護分有資格月数(12月)、介護分有資格月数(1月)、介護分有資格月数(2月)、介護分有資格月数(3月)、所得割・資産割・均等割・平等割額、公印、バーコード</p> <p>【2. 納付書兼納入済通知書及び催告書兼納付書】 賦課年度、対象年度、期別、金額、納付番号、確認番号、納期限、延滞金、合計、記号番号、納付者氏名、郵便番号、住所、領収日、自治体口座番号、OCRライン（チェックディジット、郵政口座番号、合計金額、払込料金負担区分、収納機関番号、印紙税区分、納付区分、自由使用欄、帳票区分コード、税目コード、期別コード、納付額、督促料、延滞金(報奨金)、口座区分コード、キーコード、職員区分、催告書区分、相当年度、自治体コード、年度、納付書コード、収納金額、口座サイン、収入区分、バッチ番号、金融機関、センター処理日、納付年月日、読み取り番号、エラーコード)、バーコード(識別子、請求書発行企業コード、収納代行会社企業コード、通知書番号、再発行区分、支払年期限年月日、印紙フラグ、支払金額、チェックディジット)</p>	国民健康保険料納入通知書等の印字出力処理業務及び封入封緘業務の委託について（業務内容の追加等）、従来から委託を実施していた国民健康保険料納入通知書等の封入封緘業務に加え、国民健康保険料納入通知書等の印字出力処理業務も併せて同一業者に委託するため送信する。
7	高齢者医療担当課	後期高齢者医療業務	住所、郵便番号、氏名、被保険者番号、賦課のもととなる所得金額、所得割率、所得割額、均等割額、算出額（所得割額と均等割額の合計額）、均等割軽減額、限度超過額（算出額と賦課限度額との差額）、所得割軽減額、均等割軽減割合、年保険料額、他自治体分保険料額、新宿区分保険料額、保険料を支払う月数、月割減額（年保険料額のうち、保険料を支払う月数に応じて減じられる金額）、特別徴収対象年金の種類、特別徴収義務者、保険料徴収方法（「特別徴収」「普通徴収」「特別徴収と普通徴収の併用」の別）、当該保険料特別徴収分（4月～翌年2月の各引き落とし額）、当該保険料普通徴収分（各期の金額及び納期限）	後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘業務を委託するため送信する。
8	防災都市づくり課	木造建築物等の耐震診断等業務手続	氏名、住所、電話番号、相談内容、耐震診断結果	委託事業者との間で耐震診断結果データを送信する。
9	防災都市づくり課	非木造建築物耐震化支援業務手続	氏名、住所、電話番号、相談内容、耐震診断結果	委託事業者との間で耐震診断結果データを送信する。
10	防災都市づくり課	木造建築物に係る耐震化促進のための耐震フォローアップ業務手続	氏名、住所、電話番号、相談内容、耐震診断結果、耐震化進捗状況	委託事業者との間で耐震診断結果、耐震化進捗状況データを送信する。
11	防災都市づくり課	非木造建築物に係る耐震化促進のための耐震フォローアップ業務委託	氏名、住所、電話番号、相談内容、耐震診断結果、耐震化進捗状況	委託事業者との間で耐震診断結果、耐震化進捗状況データを送信する。
12	防災都市づくり課	市街地再開発事業等の都市計画決定手続に係る支援業務委託	対象区域内の土地権利者の住所・氏名・地番・不動産番号、説明会出席者の住所・氏名・連絡先及び当日の発言内容並びに説明会当日の写真及び録音データ、意見書の提出を行った者の住所・氏名・連絡先及び意見の内容	委託事業者との間で市街地再開発事業等の都市計画決定手続に係るデータを送信する。

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
13	防災都市づくり課	市街地再開発	氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、資産、印影、印鑑証明	再開発組合等との間で市街地再開発に係るデータを送信する。
14	防災都市づくり課	木造住宅密集地区整備促進に係る土地売買契約事務	氏名、住所、印鑑証明	土地売買契約事務に係るデータを送信する。
15	防災都市づくり課	木造住宅密集地区整備促進に係る測量・分筆等委託事務	土地権利者の住所、氏名、地番、不動産番号、印鑑証明、境界確定書、打合せ・交渉議事録	委託事業者との間で測量・分筆等委託事務に係るデータを送信する。

※以上の情報項目はシステムレイアウトから抽出したものであり、実際の伝送では使用しない項目も含む。

クラウドストレージサービス (Box)に係る個人情報の流れ



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> ・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」 	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> ・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」 	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。